



(大阪労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表
平成25年2月19日

担当	大阪労働局労働基準部健康課
電話	06(6949)6500

登録教習機関の登録失効に伴う技能講習修了証の無効について

今般、「株式会社 I H I 技術教習所 大阪センター」が、労働安全衛生法第 77 条第 1 項に基づく登録教習機関の登録を平成 24 年 3 月 29 日に失効し、同法第 77 条第 4 項の更新を行わないまま、労働安全衛生法に基づく技能講習として講習を行い、1,205 名分の無効な技能講習修了証が発行されたことが判明しました。

事案の概要と今後の対応は以下の通りです。

1 事案の概要

(1) 対象となる登録教習機関

名称：(株) I H I 技術教習所大阪センター（以下「I H I 教習所大阪センター」という。）

所在地：大阪府門真市深田町 22-1

(連絡先 06-6780-6613)

(2) 無効な講習の状況

I H I 教習所大阪センターは、有機溶剤作業主任者等 3 区分の技能講習について平成 19 年 3 月 29 日に大阪労働局長の登録を受け、当該講習を実施していたが、平成 24 年 3 月 29 日に登録が失効し、その後の更新を行わないまま、現在に至る。登録失効後においても有機溶剤作業主任者等 3 区分の技能講習として無効な講習を行い、修了証を発行したものの。

○ 登録失効後に実施した技能講習とその修了者数

有機溶剤作業主任者技能講習 489 名

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 530 名

石綿作業主任者技能講習 186 名

修了者数の合計： 1,205 名

※ 平成 24 年 3 月 29 日から現在までに I H I 教習所大阪センター で行われた上記講習の技能講習修了証は無効となります。

2 IHI 教習所大阪センターにおける今後の対応

IHI 教習所大阪センターでは、下記3の大阪労働局の指導を踏まえ、①②の対応を行う。

- ①登録失効後に実施した講習にかかる修了証を回収するとともに、無料で再講習を行う。
- ②本日付で事実を公表し、相談窓口（TEL 06-6780-6613）を設ける。

3 大阪労働局における対応

- (1) IHI 教習所大阪センターに対して、「登録失効後に実施した講習にかかる修了証を速やかに回収するとともに、受講者の再講習手配等について万全の配慮を行うこと」を文書で指導した。
- (2) 全ての登録教習機関に対して、登録の更新手続きを失念しないよう注意喚起する文書を発出する。また、登録が失効する前に更新申請がなされたかどうかを確認することとする。